

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人水道技術研究センター（以下、「本法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条に定める者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊料含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬及び地域手当を支給することができる。

- 2 常勤役員に役員賞与を支給することができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 報酬等の額は次の各号に定めたものとする。

- (1) 報酬の月額、別表1の範囲内で評議員会の承認を得て決めるものとする。
- (2) 地域手当の月額は、報酬の月額に100分の18の割合を乗じて得た額とする。
- (3) 役員賞与は、6月1日、12月1日にそれぞれ在職する常勤役員に支給する。これらの日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。
- (4) 役員賞与の支給額は、報酬及び地域手当の月額と、報酬の月額に100分の25の割合を乗じて得た額を加算した額との合計額に、別表2に定める期別支給月数及び在職期間別割合を乗じて得た額とする。
- (5) 退職手当の額は、退職、任期満了もしくは死亡した日におけるその者の報酬の月額に、別表3に定める勤続期間に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (6) 本法人の発展に貢献し、特に顕著な功績のあった者については、評議員会の決議に基づき、別表3に定める割合に、100分の10から100分の35までの範囲内の割合を加算することができる。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬、地域手当及び役員賞与の支給日は、職員給与規程を準用する。ただし、支給日が休日であるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬、地域手当及び役員賞与は、法令等により控除すべき金額を控除し、通貨で直接本人にその残額を支給する。ただし、本人からの申し出のある場合には、口座振替え等の方法により支払うことができる。

(非常勤役員等の報酬)

第7条 非常勤の役員及び評議員には、職務執行の対価として、理事会及び評議員会に出席の都度、別表4に定める金額を第6条に規定する方法により支給する。

(通勤手当)

第8条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の支給方法及び支給日は、報酬等の支給方法及び支給日に準ずる。

(旅 費)

第9条 役員及び評議員には役員等旅費規程により、旅費、日当、宿泊料を支給する。

(公 表)

第10条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(役員退職手当実施細則)

第12条 役員退職手当の実施に必要な事項は、評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。(平成25年6月19日評議員会議決)

別表1 常勤役員の報酬月額

- (1) 理事長 850,000 円まで
- (2) 専務理事 800,000 円まで
- (3) 常務理事 700,000 円まで

別表2

(1) 期別支給月数

基準日	期別支給月数
6月1日	1.8ヶ月
12月1日	2.2ヶ月

(2) 在職期間別割合

在職期間	割合
6ヶ月	100/100
5ヶ月以上6ヶ月未満	80/100
3ヶ月以上5ヶ月未満	60/100
3ヶ月未満	30/100

別表3

期間	割合
1年以上5年以下の期間	1年につき100分の100
5年以上10年以下の期間	1年につき100分の110
10年以上の期間	1年につき100分の120

別表4

	謝金の額
1回当たり	12,000円